平成25年度の業務の実施状況評価について

平成 26 年 9 月 地域経済活性化支援機構

I. 背景

平成 20 年秋以降の金融経済情勢の急速かつ大幅な悪化等を受け、我が国地域経済が低迷を余儀なくされる中、地域経済の再建を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業再生を支援することを目的として平成 21 年 6 月に公布された「株式会社企業再生支援機構法」に基づき、同年 10 月、当機構の前身である㈱企業再生支援機構が設立された。なお、同法については、平成 24 年 3 月に中小企業金融円滑化法の最終延長が決定されたことに伴う金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を後押しすること等を目的とする改正がなされ、同機構の支援決定期限を従前より 1 年半延長する等の措置が講じられた。

その後、地域の再生現場の強化や地域経済の活性化に資する支援の推進が喫緊の政策課題となっていること等を踏まえ、平成25年1月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、同年3月18日に「株式会社地域経済活性化支援機構法」(以下「機構法」という。)が施行され、㈱企業再生支援機構については、事業再生支援に加え地域経済活性化に資する事業活動を支援する機関として、㈱地域経済活性化支援機構への抜本的改組及び機能拡充が行われた。

今回の業務の実施状況評価は、機構法第34条及び機構法施行規則第15条第4項第14号の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日(以下「平成25年度」という。)までを対象として、当機構の業務の実施状況について評価を行うものである(なお、当機構に改組した平成25年3月18日以降を含めて適宜評価を行う場合があるほか、当機構の直近の実績値を用いる場合もある)。

また、当機構を含む官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、政府がその活動を評価・検証し、所要の措置を講じていくため、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」において「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成 25 年 9 月)が策定され、同ガイドラインに基づき各ファンドに対する検証作業が進められている。本評価を行うにあたっては、同検証作業も踏まえつつ、同ガイドラインに即した運営を確保していくための取組みを進めているところであり、当該取組みについても併せて評価を行うこととする。

Ⅱ. 具体的な評価

1. 支援決定等の実績

(1) 事業再生支援

(基本的認識等)

事業再生支援を進める上で、我が国の事業者の大多数を占め、各地域で経済を支える中小企業者等に対する支援が重要であるとの認識の下、事業再生に係る相談受付、事業者・債権者等関係者との協議・調整及び事業再生計画の策定支援等の再生支援決定に係る取組みを積極的に

進めるとともに、中小企業再生支援協議会との連携・協力を通じた事業再生支援を進めてきた。また、再生支援決定を行った事業者については、事業継続に重大な懸念が生じた場合の対応体制の強化を図った上で、モニタリング管理や経営人材の派遣等を通じて事業再生計画の進捗状況等を定期的に又は必要に応じて随時把握し、事業者を巡る経営・事業環境の変化等に対処しながら、その着実な事業再生と企業価値の向上に取り組んできた。

(支援実績)

当機構に改組された平成 25 年 3 月 18 日以降、平成 26 年 3 月末までの間において 10 件の再生支援決定を行うとともに、同月末時点で 106 億円の出資・融資等の資金供給を行い、これらの支援を通じて約 2,300 人の雇用維持を図っている (この結果、平成 21 年 10 月 14 日の㈱企業再生支援機構発足以来行った支援決定件数は 38 件となった。)。なお、再生支援決定を行った案件のうち公表を行った 6 件 (注)の概要については 別紙 1 「支援決定事業者の再生計画の概要等」参照。

(注)「株式会社企業再生支援機構法」においては、支援決定等を行ったときは、その旨及 び対象事業者の氏名又は名称等を公表することとされていたが、中小企業の風評被害 を防止し、使い勝手の向上を図る観点から、平成25年3月の法改正において、再生支 援対象事業者の名称等に係る一律の公表義務はなくなった。ただし、名称等の公表が 信用補完になる等、事業再生にプラスであると事業者が判断する場合等には、当該事 業者を含む関係者の合意の下で、事業者の名称等を公表することも可能となっている。

また、支援にあたっては、主務大臣が定める「株式会社地域経済活性化支援機構支援基準」 (以下「支援基準」という。)との適合性を各案件毎にチェックし、支援基準が満たされていることを確認したうえで支援を決定している(注)。

(注) 平成 26 年 4 月 1 日以降同年 6 月 30 日までの間において再生支援決定を行った案件 は 3 件。

なお、第 186 回通常国会(平成 26 年 1 月 24 日から同年 6 月 22 日まで)において、当機構における事業再生や地域活性化に資する事業活動に対する支援を一層効果的に進めることを目的とした機構法の改正が行われたところであるが、その際、衆・参の内閣委員会において、「相談件数に比べ支援決定件数が依然として少なく、業務の効率化・迅速化を図ることにより、多くの支援を可能とするような体制構築を求める」との附帯決議がなされていることも踏まえ、当機構としては、関係機関等とより一層連携・協力して再生支援決定件数の積上げに向けた不断の努力を継続していくこととしており、相談案件に関する対応状況・進捗状況の管理の強化等により、支援の効率化・迅速化を図っていくこととしたい。

また、相談体制については、相談窓口として 12 名の金融等の専門家が地域別担当チームを編成して対応しているほか、信用金庫・信用組合からの事業再生・地域活性化に関する専門相談窓口を設けている。更に、平成 25 年 10 月末には大阪オフィスを開設し、関西地区を中心とした西日本の相談受付機能等の強化を図っている(事業再生支援に関し、当機構に改組された

平成 25 年 3 月 18 日以降、平成 26 年 3 月末までの間に 112 件の相談を受け付けている)。

当機構においては、職員が全国の金融機関を年間で延べ700件程度訪問し、再生支援の相談や質問を受け付け、支援案件の掘り起こしを進めているところであり、今後もこうした取り組みにより、できる限り多くの中小企業の相談に乗り、支援に努めていくこととしたい。

(2) 地域経済活性化に資する事業活動に対する支援

(基本的認識等)

地域における事業再生や地域活性化事業活動に係る支援機能を持続的なものとして整備・拡充していくことが地域経済の活性化にとって重要であるとの認識の下、地域毎の具体的なニーズを踏まえながら、地域金融機関等と共同した事業再生ファンド及び地域活性化ファンドの設立・運営、地域金融機関等に対する特定専門家派遣、研修会開催及び地域金融機関からの人材の受入れ等地域の再生現場の強化と地域活性化に資する支援に係る取組みを積極的に進めてきた。

なお、地域経済活性化に資する事業活動に対する支援に係る体制構築の一環として、平成 25 年 6 月、事業再生ファンド及び地域活性化ファンドを設立・運営する子会社として REVIC キャピタル株式会社 (以下「REVIC キャピタル」という。) を設立するとともに、前述のとおり信用金庫・信用組合に対する専門相談窓口及び大阪オフィスを設置する等の支援体制の整備・強化を図ってきた。

(支援実績)

REVIC キャピタルが地域金融機関等と共同して 4 件のファンド(事業再生ファンド 3 件、地域活性化ファンド 1 件)を設立し、うち 1 件の事業再生ファンドにおいて 1 件の投資を実行した。当該事業再生ファンド 3 件の設立により、当機構が関与しないものも含め、全都道府県に事業再生ファンドが設置されることとなった。

(注) 別紙2 「事業再生ファンドの組成状況」及び別紙3 「地域活性化ファンドの組成 状況」参照。なお、平成26年4月1日以降同年6月30日までの間においてファンド組 成した件数は4件(地域活性化ファンド)。

(3) 特定専門家派遣

当機構は、事業再生や地域活性化に係るノウハウ等の地域への移転を図る取組みとして、 地域金融機関や事業再生ファンドに対する特定専門家派遣の決定を行っている(平成 26 年 3 月末時点で 19 件)。当機構が派遣する専門家は、財務内容の検証や事業再生計画の精査等、 地域金融機関が取引先事業者に対して行う事業再生支援や観光バリューチェーン分析等、地 域金融機関等が取り組む地域活性化に向けた取組みについて助言等を行っている。

(注) 別紙4 「特定専門家派遣の概要」参照。なお、平成26年4月1日以降同年6月30日 までの間において特定専門家派遣決定した件数は11件。

(4) 専門人材の育成と地域への還元

事業再生ノウハウ等の地域への移転、地域での人材育成を図る取組みとして、地域金融機関等に対する事業再生等に関する研修会・勉強会を開催(平成25年3月18日から平成26年3月末までに80回)するとともに、地域金融機関から職員を受け入れている(平成26年3月末現在、地域銀行9名、信用金庫2名、信用組合1名が在席)。今後このような取組みを本格化させることにより、地域へのノウハウ移転・人材育成等の取組みを更に強化していく。

2. 第5期決算の概要

当機構の業務運営については、将来の業務や事業規模の見通し等を踏まえ予算案を作成し、 主務大臣の認可を得て執行するとともに、決算及び事業報告について、会計監査人及び社外監 査役による監査、主務大臣の承認を受けている。

(1) 財産及び損益の状況

区分	第2期 (平成22年度)	第 3 期 (平成 23 年度)	第 4 期 (平成 24 年度)	第 5 期(当期) (平成 25 年度)
営業収益(百万円)	8, 823	1, 064	307, 853	2, 683
経 常 利 益(百万円)	4, 457	△3, 567	302, 550	△1, 083
当期純利益(百万円)	2, 422	△3, 582	178, 433	△1,088
1株当たり当期純利益(円)	6, 017. 86	△8, 898. 42	438, 257. 52	△2, 356. 69
総 資 産(百万円)	381, 044	406, 997	325, 909	111, 410
純 資 産(百万円)	22, 665	19, 083	200, 471	110, 689
1株当たり純資産額(円)	56, 298. 58	47, 400. 16	434, 206. 12	239, 746. 36

(2) 貸借対照表・損益計算書の主な項目の説明

1)貸借対照表 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	94, 883	流 動 負 債	282
現金及び預金	1, 230	未 払 費 用	166
有 価 証 券	79, 996	未 払 法 人 税 等	4
短 期 貸 付 金	5, 094	未 払 消 費 税 等	6
貸 出 金	8, 168	預 り 金	33
未 収 入 金	141	賞 与 引 当 金	61
立 替 金	189	役員賞与引当金	1
そ の 他	61	資 産 除 去 債 務	8
		固 定 負 債	437
固 定 資 産	16, 526	退職給付引当金	318
有 形 固 定 資 産	100	役員退職慰労引当金	23
建物	72	資産除去債務	95
工具器具及び備品	28	負 債 合 計	720
無 形 固 定 資 産	24	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	16, 401	株 主 資 本	110,689
関係会社株式	15, 304	資 本 金	23, 084
破産更生債権等	1, 265	利 益 剰 余 金	87,605
差 入 保 証 金	327	その他利益剰余金	87,605
そ の 他	19	繰越利益剰余金	87, 605
貸 倒 引 当 金	△ 515	純 資 産 合 計	110,689
資 産 合 計	111, 410	負債・純資産合計	111, 410

⁽注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示。

主なものとしては、資産の部については有価証券及び短期貸付金(国庫短期証券及び買現 先取引による余資運用) 850 億円、貸出金(支援対象事業者 5 社に係る債権買取及び新規融 資) 81 億円、関係会社株式(支援対象事業者 3 社及びファンド運営子会社に対する出資) 153 億円、破産更生債権等として 12 億円、貸倒引当金▲5 億円となった。

また、負債の部については退職給付引当金3億円、純資産の部は、資本金230億円、利益 剰余金876億円となった。

2) 損益計算書 (平成 25 年 4 月 1 日~平成 26 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	科		目		金	額
営	業	収	益			2, 683
営	業	費	用			3,896
	営	業	利	益		△ 1,212
営	業	外収	益			
	受	取	利	息	22	
	有 価	証	券 利	息	106	129
	経	常	利	益		△ 1,083
	税引	前当	期 純 利	益		△ 1,083
	法人税	、住民利	説及び事	業 税		4
	当	期 純	利	益		△ 1,088

⁽注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示。

主なものとしては、営業収益(債権回収益、貸出金利息、株式売却益等)26 億円、営業費用(デューディリジェンス費用、人件費及び地代家賃等)38 億円、営業利益は▲12 億円、当期純利益▲10 億円となった。

3) 株主資本等変動計算書 (平成 25 年 4 月 1 日~平成 26 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

					<u>(単位:日万円)</u>
	株主資本				
		利益剰	11余金	Lat. N. West	純資産
	資本金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	合計
		繰越利益剰余金	合計	н н	
当 期 首 残 高	23, 084	177, 386	177, 386	200, 471	200, 471
事業年度中の変動額					
国 庫 納 付 金	_	△ 88,693	△ 88,693	△ 88,693	△ 88,693
当期純利益		△ 1,088	△ 1,088	△ 1,088	△ 1,088
事業年度中の変動額合計	_	△ 89, 781	△ 89, 781	△ 89, 781	△ 89, 781
当期末残高	23, 084	87, 605	87,605	110, 689	110, 689

⁽注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示。

機構法第40条の2により、当機構は、剰余金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができ、この場合、当該国庫に納付する金額に相当する額を剰余金の額から減額するものとされ、その減少する剰余金の額は株主総会の決議で定めるものとされている。なお、同法第41条により、当機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可を得なければ、その効力を生じないものとされている。

これらの法的枠組みを踏まえ、平成24事業年度において計上した利益剰余金177,386百

万円のうち 88,693 百万円について、平成 26 年 3 月 11 日に主務大臣の認可を得て、同年 3 月 26 日に国庫納付の手続を実施した。

3. 運営状況

(1) 運営全般

①政策目的

当機構は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業等の事業再生支援と地域経済活性化に資する事業活動支援を行うとの政策目的に従い業務を運営しており、 当該目的に沿った業務運営を図っていくため、再生支援等の決定について、事業者の規模・ 属性や支援形態等に応じた柔軟な決定が可能となる態勢をとっている。

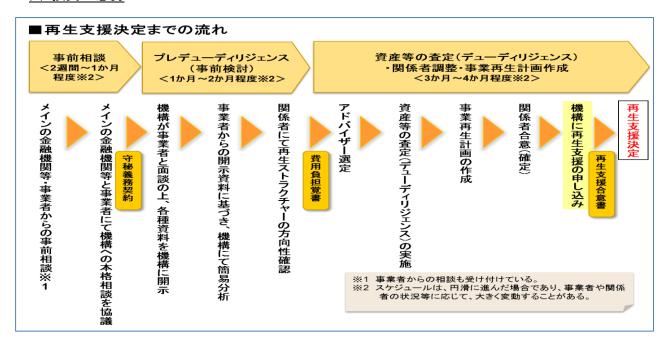
なお、平成25年3月18日より(株)地域経済活性化支援機構としての業務を開始して以降、 当機構は平成26年3月末現在で10件の再生支援決定を行っているが、いずれも中小企業や 病院等の中小・中堅規模の事業者であり、製造業、医療、学校等の地域密着型の業種が多く、 地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うという法令上の目的に沿ったものとなっ ている。

②民業補完(リスクマネー供給の不十分な分野・地域への提供)

再生支援については、「メインバンク、スポンサー等から資金支援を受けるなど、民間の資金を最大限に活用する」「機構による出資はスポンサーへの譲渡までの暫定的措置である」等の支援基準に基づき、民間や他のファンドでは対応困難な案件に積極的に取り組むとの基本的方針の下で支援を行っている。なお、当機構が再生支援決定を行った10件(平成26年3月末現在)のうち9件は出資を行わないものとなっている。

また、当機構が特定経営管理を行うファンド運営会社(REVIC キャピタル)が地域金融機関等と共同して行う無限責任組合員(GP)としての出資については、「民間事業者による出資の額の見込みに照らし必要最小限のものであること」等の支援基準に基づき、民間資金の「呼び水」となるための適切な水準となるよう設定している。

(2) 投資の態勢



①事前相談から投資決定まで

案件の発掘においては、金融機関や事業者等からの相談を受けてその再生可能性等を評価することが基本となるが、初期段階を含めその評価に係る作業は、弁護士、会計士、コンサルタント、ファンド・金融機関等の民間出身の専門家が対応している。

②資産等の査定(デューディリジェンス)

事業再生の見極めや金融機関の債権放棄の合理性を担保するための資産評価手続、いわゆるデューディリジェンス(以下「DD」という。)については、中立・公正な検証を行うため、支援案件毎に編成する専門家からなる案件担当チームが、外部の法律・会計事務所、調査会社等の専門家も活用しながら実施している。

DDについては、従来より①中小企業については実際にかかったDD費用の10分の1の負担とする、②支援決定に至らなかった場合には原則として当機構が全額負担するなど利用者の費用負担軽減に努めてきたところであるが、さらに、平成25年6月に「デューデリジェンスに係る委託費用の適正性の検証に係る規程」を策定し、費用の適正性を検証する体制を構築している。

第 186 回通常国会の機構法改正にあたり、衆・参の内閣委員会において、「DDの簡易化を行い、費用の低減化を図るとともに、要する費用の予見可能性を高めるよう努める」旨附帯決議されていることも踏まえ、DDに先立って実施しているプレDD(当機構の専門家による事前調査)における検証結果をDDに活用する等の工夫を行っていくとともに、プレDDの検証項目を可能な限り増やし、パッケージとして効率的に実施する等の業務努力により、事業者負担の削減に努めていくこととしているほか、相談者である事業者に対してDD費用の実績値を提示すること等により費用の予見可能性を高めるよう努めていくこととしている。

③監視·牽制体制

事業者や投資の規模等に応じ、経営会議(常勤の役員等で構成)における協議を経たうえで、 上場企業等への投資については地域経済活性化支援委員会(以下「委員会」という。)、出融資 等の総額が一定額を超える事業者等への投資については取締役会、それ以外の投資については 代表取締役社長が再生支援等の可否を決定しているが、委員会及び取締役会には社外取締役 4 名及び社外監査役 3 名が、経営会議には社外取締役 1 名(委員会の委員長)が参加し、独立し た中立的立場から監視・牽制機能を発揮している。代表取締役社長が決定する案件は、社外取 締役及び社外監査役がメンバーである取締役会への報告事項とすることにより、牽制機能が働 く仕組みを構築している。

また、取締役会、委員会に対するアドバイザリー機能として、中小企業や金融等の分野で豊富な経験と高い見識を有する社外有識者 2 名を特別顧問として配置し、適宜委員会・取締役会への助言を得ている。

なお、ファンド運営子会社(REVIC キャピタル)の監視・牽制については、以下のような仕組みを構築している。

- i) 同子会社の業務運営に係る重要事項の決定は当機構の取締役会の承認事項とする。
- ii)当機構における同子会社の経営管理を統括する責任者と同子会社の経営責任者は別人格と し、当機構と同子会社の出資先のファンド等との間の利益相反等に関わる重要事項は、特定 経営管理業務を所掌しない当機構役員がチェックを行う。
- iii)同子会社の出資先のファンドに設置される投資委員会は、同子会社及び同子会社と共同してGPとなる地域金融機関等から派遣される投資委員で構成する。更には外部の有識者等を必要に応じて招聘する等により投資判断の透明性等を確保する。また、投資委員の選任や投資委員会での同派遣専門家の議決権行使については、当機構の経営会議での協議を経た上で、代表取締役専務の承認を要するものとする。

【利益相反事項の検証と確認】

再生支援に係る再生支援決定、買取決定及び出資決定等を行う取締役会及び委員会において、 案件と特別の利害関係を有する者は機構法上議決に加わることができないこととされている。 また、取締役の兼業については取締役会、職員の兼業については当機構内の兼業審査委員会で の承認を要することとしている。

更に、REVIC キャピタルが運営するファンドについては、当機構と同ファンドの出資先(事業再生・地域活性化ファンド)との間における利益相反等の重要事項について、特定経営管理業務を所掌しない当機構役員が検証を行う体制としている。

4 投資方針

法目的の達成に向け、可能な限り多くの支援を行うとの方針で取り組んでいる。なお、民間 資金の呼び水機能については、(1)② (民業補完)参照。

⑤投資実績の評価

個別支援案件については、原則として月次で売上高等の各種指標のほか再生計画で定めた改善施策の進捗等を確認するとともに、四半期毎に、実行した投融資の毀損可能性等を評価している。

なお、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき作成した当機構のKPI(政策目標等の達成状況が事後検証可能な指標)は別紙5のとおりであり、今後は、当該KPIに基づく評価を行いながら、同ガイドラインが求める事項に適切に対応し、同ガイドラインに即した運営を確保していく。

(注) 別紙5 「地域経済活性化支援機構 (REVIC) のファンド全体のKPI」等参照。

(3) ポートフォリオマネージメント

個別案件におけるリスクテイクとポートフォリオマネージメントについては、当機構の公的な性格も踏まえ、リターン見込みの多寡により投資判断を行うものではないが、生産性向上・財務健全化等に係る支援基準を満たし、投下資金以上の回収が見込まれる案件を支援することによって、ファンド全体としての元本確保を図るよう努めている。

なお、実行した投融資のモニタリングについては、個別案件のモニタリングを行う案件担当 チームとは別の組織に属するモニタリングチームが全体的状況を把握して行い、四半期毎に取 締役会及びモニタリング会議に報告している。

4. その他

(1)機構法改正について

第 186 回通常国会において、当機構の支援機能の拡充を行う「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が成立し、公布の日(平成 26 年 5 月 16 日)から 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。同改正により、当機構に、事業再生ファンド及び地域活性化ファンドに対する有限責任組合員(LP)として出資する機能と、経営者保証の付された貸付債権等の買取を行う機能が新たに追加されるとともに、これまで金融機関やファンド等に限定されていた特定専門家派遣の範囲が、当機構が関与するファンド等の投資先事業者に拡大されることとなった。

今般の法改正により新たに追加・拡充される業務については、その円滑な実施に必要な人員・業務運営等に係る体制の整備を図り、民間資金の呼び水としてのLP出資を通じた事業再生ファンド及び地域活性化ファンドの設立・資金供給の促進、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理を通じた経営者の再チャレンジ支援の強化及び専門家派遣を通じた経営改善等に係る支援の強化等を図る取組みを積極的に進めていく。

(注) 別紙6 「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の概要」参照。

(2) 成長戦略との関係

平成 26 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略改訂 2014」において、以下のような施 策が盛り込まれている。

- 「地域金融機関等による地域経済活性化支援機構等を通じた地域企業の経営における専門人材の活用に重点的に取り組むとともに、同機構による地域の核となる企業の早期経営改善等を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。」
- ・「ヘルスケア産業に対して資金供給及び経営ノウハウの提供等を行い、新たなビジネスモデルの開発・普及を促していくため、地域経済活性化支援機構(REVIC)において、「地域ヘルスケア産業支援ファンド(仮称)」を年度内に創設し、地域におけるヘルスケア産業の創出・拡大の支援を図る。」
- ・ 「観光庁及び㈱地域経済活性化支援機構が相互に連携・協力のもと、観光を対象とした地域 活性化ファンドを活用し、観光を軸とした地域活性化モデルを構築する。」

また、平成26年6月10日に復興庁「産業復興の推進に関するタスクフォース」が公表した「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」において、地域経済活性化支援機構の機能の拡充として下記が盛り込まれている。

・ 「今後、機構の機能を十全に活用することにより、被災地域において、中小企業等に対する 事業再生支援や経営者の再チャレンジ支援を行っていくとともに、企業の経営改善・事業再 生を支援するファンドや地域活性化を担う事業者を支援するファンドの設立・資金供給の促 進を図る。」

当機構としては、これらも踏まえ、観光活性化マザーファンド、ヘルスケアファンド等のテーマ型地域活性化ファンドを活用し、全国各地域で経済を支える中小企業者等を支援することにより、地域経済の活性化に繋げていく。

Ⅲ. 総括

今回、当機構が平成25年度に実施した業務に係る実施状況の評価を行ったところであるが、当機構の有する多様な枠組み・機能や他の支援機関との連携等により、事業再生・地域活性化ノウハウの全国的な浸透を図ることを通じ、地域において自律的かつ持続的に事業再生・地域活性化が行われるよう触媒としての役割を果たしているものと考えている。

当機構としては、引き続き各地域の具体的なニーズに適切に対応しながら、リスクマネー供給が不十分な分野・地域における再生支援を積極的に進めていく。さらに、地域活性化ファンド等の設立・運営や地域金融機関等に対する特定専門家派遣、研修、人材受入れ等を通じた地域における事業再生等のノウハウの蓄積・浸透を図る取組みを積極的に進めていくとともに、今般の法改正により付与された新たな機能を十分に発揮できるよう体制整備、準備作業を進めていく。

以上

支援決定事業者の再生計画の概要等 (平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(株)紅乙女酒造 【再生支援完了:平成26年2月28日】	(株)中山製鋼所	(株)北都 (株)三都 【再生支援完了:平成25年10月29日】
再生支援決定	平成25年3月21日	平成25年3月28日	平成25年3月28日
買取決定等	平成25年5月23日	平成25年6月20日	平成25年5月28日(買取しない旨)
出資決定	-	_	_
処分決定	平成26年1月31日	_	_
	1,825-1,101-1		
業種	酒類製造、酒類販売	鉄鋼事業、エンジニアリング事業、不動産事業	印刷物の製造及び販売等(北都) A判印刷事業(三都)
本社所在地/資本金	福岡/0.7億円	大阪/155.38億円	新潟/0.99億円(北都) 1.56億円(三都)
企業グループ	_	連結子会社6社(H25/2/28)	_
従業員	36名(H24/12末)	538名(H25/1/1、中山製鋼所単体)	148名(H24/12末、北都) 4名(H24/12末、三都)
支援申込/連名金融機関等	福岡銀行、ふくや	三菱東京UFJ銀行	第四銀行、島津印刷
- 事業計画概要			
支援申請に至った経緯	で、収益力回復には至らず、H22年12月期には経常赤字を、翌期には営業赤字を計上した。 今後の収益回復も限定的な中、過去の設備投資の借入負担は重く、老朽化した生産設備の修繕や必要な設備投資等に伴う追加コストも予想されることから、主力の福岡銀行及びスポンサーと協議し、申込に至った。	休止やエネルギー供給体制の再構築により大幅なコスト削減を行ったが、高炉メーカー時代の休止設備や工場敷地を抱え、多重構造の組織人員体制のまま高コスト体質から脱却できず、H18年以降の熱延工場への新規投資等の借入負担も重く、H21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至っていることから、主力の三菱東京UFJ銀行と協議し、申込に至った。	北都は、商業印刷事業が低迷する中、本社工場を増築、新規に印刷機を導入したが、当初予定通りには受注が伸びず、結果として借入残高を増加させることとなった。また、H19年12月からH20年1月までの間に、ファクタリング債権を購入し、資金繰りを圧迫する要因となった。三都も、出版業の不振を背景に北都からのA判印刷事業の受注量が伸びず、業績も低迷していることから、主力の第四銀行及びスポンサーと協議し、申込に至った。
事業計画 売上高 経常利益	「胡麻焼酎への回帰」及び「麦焼酎の再構築」を行い、『プロダクトミックス等の再構築による収益構造の改善』を図ると共に、『製造設備の投資』により、再生を図る。 売上高:16億円(H23.12) 経常利益:▲1.41億円(H23.12)	立』、『グループー体経営の強化による総合力の発揮』及び『健全な財務体質への改善』を基本方針として、再生を図る。 売上高:1,138億円(H24.3、中山製鋼所単体)	『顧客開拓の協力』、『共同仕入等による 材料費削減』、『外注費の改善』、『下請 受注による売上拡大』及び『コスト削減』 の各施策を実施し、再生を図る。 売上高:26億円(H24.6、北都) 2億円(H24.6、三都) 経常利益:▲0.65億円(H24.6、北都) ▲0.90億円(H24.6、三都)
スキーム骨子	スポンサーは、既存株主より、再生支援対象事業者の発行済株式の全部を備忘価格にて取得し、再生支援対象事業者の100%親会社となる。	グループ全体の経営資源の選択と集中 及びガバナンス体制の強化を目的に、 株式交換による連結子会社の完全子会 社化を実施。事業再生計画遂行の為に 第三者割当増資を行い、スポンサーから 約90億円を調達。また、資本剰余金を減	北都は、吸収分割により、スポンサーが 設立する新会社に対し、印刷事業及び 負担可能な債務を承継。分割後の新会 社は、スポンサーから85百万円の出資、 第四銀行から最大200百万円の運転資
増資		第三者割当により、スポンサーが約90億 円を出資	新会社に対し、スポンサーが85百万円を 出資
スポンサー候補	ふくや	新日鉄住金、日鐵商事、阪和興業、 エア・ウォーター、大阪瓦斯、 大和PIパートナーズ	島津印刷

【注】: 改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件10件のうち、任意公表を行った案件について記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要等 (平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(株)マリーナ電子 (株)マリーナ産業 【再生支援完了:平成26年2月7日】	医療法人社団東華会 (有)東華医療設備	寿工業(株)
 再生支援決定	平成25年3月28日	平成25年5月30日	平成25年9月13日
買取決定等	平成25年5月28日(買取しない旨)	平成25年8月2日	平成25年11月29日
出資決定	_	-	平成25年11月29日
	_	_	_
事業概要			
業種	電子部品受託製造業(マリーナ電子) OA機器等販売業、不動産賃貸業(マ リーナ産業)	医療事業及び介護事業(東華会) 病院敷地等の不動産賃貸業(東華医療 設備)	鉄鋼製品及び鋳鋼品の製造販売等
本社所在地/資本金	茨城/4.17億円(マリーナ電子) 0.15億円(マリーナ産業)	神奈川/0.11億円[出資金](東華会) 0.03億円(東華医療設備)	東京都/0.48億円 (主たる事業所在地:広島県呉市)
企業グループ	_	_	事業子会社6社
従業員	230名(H24/12末、マリーナ電子) 18名(H24/12末、マリーナ産業)	244名(H25/3末、東華会) 1名(H24/12末、東華医療設備)	[単体]78名、[連結]386名(H24/11末)
支援申込/連名金 融機関等	筑波銀行、常陽銀行、キャノン電子	横浜銀行	もみじ銀行、広島銀行、呉信用金庫、商 工組合中央金庫
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	み、関係子会社の整理、人員削減及び 賃金カット等のリストラを実施したが回復 せず、資金繰りは逼迫。過去の積極的な 設備投資等による多額の有利子負債は 返済不能な状況。マリーナ産業は、OA 機器等販売・不動産賃貸事業を細々と 営んでいるが、こちらも過去の不動産投 資等による借入金は返済不能なことか ら、主力の筑波銀行、常陽銀行、主要取 引先であるキヤノン電子と協議し、申込 に至った。	状態にあり、また中核事業である相模湖病院は、精神病床削減を進める制度改定が予想される中、設備投資を含む事業モデルの転換を行わないと、現状収益の維持が困難となるおそれがある。これらの状況を受け、主要金融機関である横浜銀行と協議し、事業モデルの転換、新経営体制の確立と共に、金融支援による財務体質改善を企図して、機構への申込に至った。	寿工業は、北九州市において韓国向けの鍛造用鋼塊(インゴット)等を製造するため巨額の資金を調達し、韓国企業と合弁で「アジア特殊製鋼(株)」(ASS)を設立、併せて自身による北九州製作所を設立したが、工場建設中にリーマンショックが勃発。2009年10月から本格稼働したものの、リーマンショックに端を発した需要後退や為替の影響等により、2012年4月にASSは自己破産を申請、北九州製作所はその後操業停止。その結果、ASSに対する多額の保証債務を抱えるに至った。
事業計画 売上高 経常利益	『収益構造の改善、生産性の向上・効率化』、『生産設備の適正化』、『採算管理の徹底化』及び『組織運営体制の改革』の各施策を実施し、再生を図る。 売上高:32億円(H24.10、電子)	「依存症治療の強化」、「認知症患者の地域連携」、「退院後のケアを見据えた長期入院患者の退院促進」の各施策を実施し、これまでの長期入院が中心であった事業モデルから、地域ケアを中心とする事業モデルへ転換し、再生を図る。 売上高:21億円(H24.10、東華会)	「製鋼事業における売上・収益の維持拡大」、「船用鋳鋼品及び陸用鋳鋼品の収益性改善」、「設備投資の合理化」、「組織運営体制・人事政策の改革」の各施策を実施し、再生を図る。 売上高:171億円(H24.11)
	4億円(H24.10、産業) 経常利益:▲2.06億円(H24.10、電子) ▲0.11億円(H24.10、産業)	0.3億円(H24.10、医療設備) 営業利益:0.7億円(H24.10、東華会) 0.2億円(H24.10、医療設備)	経常利益: ▲14億円(H24.11) 【参考】北九州事業損益を除いた場合 売上高:157億円、経常利益:3.2億円
スキーム骨子	社に基板実装事業及び負担可能な債務 を承継。新会社は、茨城いきいき2号ファ ンド、キヤノン電子等から出資、筑波銀	清算手続を申立て。 東華会は、金融機関による金融支援実施後、機構及び横浜銀行による運転資金・構造改革資金等の新規融資(融資枠の設定)、社員・理事等の経営人材派	寿工業は、吸収分割の手法を用いて同社が設立する新会社に対して全ての事業及び負担可能な債務を承継後、所有不動産等資産処分の上、特別清算手続を申立て。新会社は、機構からの出資(総額5億円)、DESを希望する債権者からの債権の現物出資を受けるとともに、機構より総額350百万円、同じくもみじ銀行からも同額の融資枠の設定を受ける予定。
増資	新会社に対し、茨城いきいき2号ファンドが32百万円、キヤノン電子が7百万円、マリーナ電子代表取締役等個人が11百万円を出資	_	新会社に対し、機構から出資(総額5億円)、及びDESを希望する債権者からの債権の現物出資
スポンサー候補	-	-	-

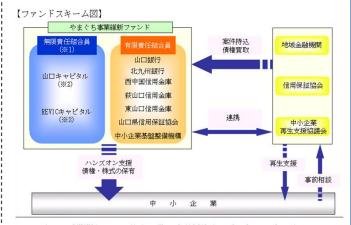
【注】: 改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件10件のうち、任意公表を行った案件について記載しております。

●事業再生ファンドの組成状況 (平成26年6月末現在)

種類	対象	ファンド名	ファント [*] 総額	組成日	^゚ージ 番号
		やまぐち事業維新ファンド投資事業有限責任組合	30 億円	2013/9/30	1
再生	地域	関西広域中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合	33 億円	2013/12/20	2
		北海道オールスターワンファンド投資事業有限責任組合	30 億円	2014/3/31	3

やまぐち事業維新ファンド(平成25年9月30日組成) REVICプレスリリース(平成25年9月30日公表) News Release 地域経済活性化支援機構 事業再生ファンドの設立及び特定専門家派遣決定について 株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、機構のファンド運営子会 社であるREVICキャピタル株式会社を通じ、株式会社山口銀行、株式会社北九州銀行、 西中国信用金庫、萩山口信用金庫、東山口信用金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、 山口県信用保証協会及び山口キャピタル株式会社と共同で事業再生ファンド (名称:やま ぐち事業維新ファンド投資事業有限責任組合。以下「本ファンド」という。) を設立しまし たのでお知らせいたします。 なお、本ファンドは、機構のファンド運営子会社が民間事業者と共同して運営する第 1 号ファンドとなります。 また、本ファンドの運営にあたり、機構から事業再生に関する専門的なノウハウを持つ 人材を派遣すべく、機構において第1号となる特定専門家派遣決定を9月27日付で行いま したので、併せてお知らせいたします。 本ファンドの概要は、下記のとおりです。 [やまぐち事業維新ファンドの概要] やまぐち事業維新ファンド投資事業有限責任組合 ファンド総額 30億円 (独) 中小企業基盤整備機構 (株)山口銀行 山口県信用保証協会 (株)北九州銀行 組合員構成 西中国信用金庫 山口キャピタル㈱ 萩山口信用金庫 REVICキャピタル(株) 東山口信用金庫 設立日 平成25年9月30日 業務運営者 山口キャピタル㈱、REVICキャピタル㈱

山口銀行プレスリリース(平成25年9月30日公表)より抜粋



- ※1 やまぐち事業維新ファンドの管理・運営は、無限責任組合員である山口キャビタル及び REVICキャビタルが行います。 ※2 山口キャビタルは、山口銀行の持分法適用関連会社です。 ※3 REVICキャビタルは、地域経済活性化支援機構の100%出資子会社です。

1

再生 ファンド

以上

関西広域中小企業再生ファンド(平成25年12月20日組成) 再生 ファンド

REVICプレスリリース(平成25年12月20日公表)

News Release

地域経済活性化支援機

2013年12月20日

事業再生ファンドの設立について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、機構のファンド運営子会 社であるREVICキャビタル株式会社を通じ、関西地域の金融機関、独立行政法人中小 企業基盤整備機構、大阪府、兵庫県及び和歌山県の信用保証協会並びにルネッサンスキャ ビタル株式会社と共同で事業再生ファンド(名称:関西広域中小企業再生ファンド投資事 業有限責任組合、以下「本ファンド」という。)を設立しましたのでお知らせいたします。

本ファンドは、関西地域(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県)に所 在する中小企業を主な対象として、金銭債権の買取等を通じた財務状況の改善や継続的な 経営支援を行うことで、中小企業の円滑な事業再生を支援するものです。

本ファンドの概要は、下記のとおりです。

58

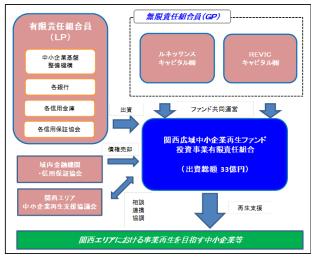
【関西広域中小企業再生ファンドの概要】

名称	関西広域中小企業再生で	ファンド投資事業有限責任組合
ファンド総額	33 億円	
	㈱りそな銀行	十三信用金庫
	㈱池田泉州銀行	日新信用金庫
	㈱関西アーバン銀行	播州信用金庫
	㈱紀陽銀行	姫路信用金庫
	㈱近畿大阪銀行	大阪府中小企業信用保証協会
組合員構成	㈱但馬銀行	兵庫県信用保証協会
	㈱みなと銀行	和歌山県信用保証協会
	大阪厚生信用金庫	(独)中小企業基盤整備機構
	大阪シティ信用金庫	ルネッサンスキャピタル(株)
	大阪信用金庫	REVICキャピタル㈱
	きのくに信用金庫	
設立日	平成 25 年 12 月 20 日	
存続期間	設立日より8年間	
業務運営者	ルネッサンスキャピタル	/㈱、REVICキャピタル/㈱

以上

関西アーバン銀行プレスリリース(平成25年12月20日公表)より抜粋

(別紙)関西広域中小企業再生ファンドのスキーム図



2

北海道オールスターワンファンド(平成26年3月31日組成)

再生 ファンド

REVICプレスリリース(平成26年3月31日公表)

News Release

地域経済活性化支援機構

2014年3月31日

事業再生ファンドの設立及び特定専門家派遣決定について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、機構のファンド運営子会 社であるREVICキャピタル株式会社を通じ、北海道内30金融機関(2銀行、21信用金 庫、7信用組合。詳細は下記ご参照)、独立行改法人中小企業基盤整備機構、北海道信用保 証値会及び株式会社北洋キャピタルと共同で事業再生ファンド(名称:北海道オールスタ ーワン投資事業有限責任組合。以下「本ファンド」という。)を設立しましたのでお知らせ いたします。

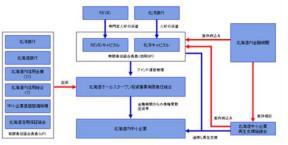
本ファンドは、北海道に所在する中小企業を主な対象として、金銭債権の買取等を通じた財務状況の改善や継続的な経営支援を行うことで、中小企業の円滑な事業再生を支援するものです。

また、本ファンドの運営にあたり、機構から事業再生に関する専門的なノウハウを持つ 人材を派遣すべく、特定専門家派遣決定を3月14日付で行いましたので、併せてお知らせ いたします。

本ファンドの概要は、別紙のとおりです。

以上





●地域活性化ファンドの組成状況 (平成 26 年 6 月末現在)

種類	対象	ファンド名	ファント [*] 総額	組成日	^゚-ジ 番号
		わかやま地域活性化投資事業有限責任組合	10 億円	2014/1/24	1
		しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合	5 億円	2014/4/30	2
活性化	地域	青函活性化投資事業有限責任組合	2 億円	2014/5/26	3
		トリプルアクセル成長支援ファンド投資事業有限責 任組合	10 億円	2014/5/30	4
	全国	観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合	13 億円	2014/4/1	1

わかやま地域活性化ファンド(平成26年1月24日組成)

活性化 ファンド

REVICプレスリリース(平成26年3月5日公表)

News Release

地域経済活性化支援機構 2014年3月5日

株式会社紀陽銀行 きのくに信用金庫 新宮信用金庫

以上

新宮信用金庫 紀陽リース・キャピタル株式会社 REVICキャピタル株式会社

地域活性化ファンドについて

株式会社応募銀行、配用リース・キャビタル株式会社、及びREVICキャビタル株式会社は、平成 36 年1 月 24 日にお知らせしたとおり、共同で地域広社化ファンド(名称: わかやま地域活性化投資事業有限責任組合、 以下「本ファンド」という。 を設立しました。

今般、県内金融機関である きのくに信用金庫、新宮信用金庫 も本ファンドに参加することになりましたので、お知らせいたします。

本ファンドは、株式会社地域経済活性化支援機構が関与する地域活性化ファンドの全国第 1号であり、和歌山 県及びその近隣地域の観点産業の活性に定する事業者を対象として、成長資金の供給や機械的な経営支援を行 うものです。地域経済への波及効果が期待できる観光産業に対し、県内金融機関と連携し、本ファンドによる支援を行うことで、当該地域経済の活性化及び属用の破損の実限を目指して参ります。

本ファンドの概要は、下記のとおりです。

【わかやま地域活性化ファンドの概要】

名称	わかやま地域活性化投資事業有限責任組合
ファンド総額	10 億円
	揪紀陽銀行
	きのくに信用金庫
組合員構成	新宮信用金庫
	紀陽リース・キャピタル株
	REVICキャピタル様
存続期間	設立日より8年間
業務運営者	紀陽リース・キャピタル様、REVICキャピタル様

和歌山県知事応援コメント(平成26年3月6日公表)

株式会社紀陽銀行と株式会社地域経済活性化支援機構が 共同で連携して設立した、地域経済の活性化を目指す「わか やま地域活性化ファンド」に、きのくに信用金庫、新宮信用 金庫が参加されたことで、県内3金融機関がこぞって意欲的 な地域貢献施策を実施されることに、大いに期待していると ころです。

本ファンドが対象とする観光産業は、地域経済への波及効果が大きく、本ファンドによる事業者への支援が、本県経済の活性化及び雇用の確保につながるものと確信しています。

平成26年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

しがぎん成長戦略ファンド(平成26年4月30日)

活性化 ファンド

REVICプレスリリース(平成26年4月30日公表) News Release

地域経済活性化支援機構

2014年4月30日

事業成長ファンドの設立について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、機構のファンド運営子会 社であるREVICキャピタル株式会社を通じ、株式会社滋質銀行、しがぎんリース・キャピタル株式会社と共同で事業成長ファンド(名称:しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合、以下「本ファンド」という。)を設立しましたのでお知らせいたします。

本ファンドは、主たる事業基盤を滋賀県及び株式会社滋賀銀行の営業区域に持つ中小・ 中堅企業を対象として株式の取得等を行い、当該投資先事業者が行う事業の成長を支援す るものです。

本ファンドの概要は、下記のとおりです。

58

【しがぎん成長戦略ファンドの概要】

名称	しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合
ファンド総額	5億円
	㈱滋賀銀行
組合員構成	しがぎんリース・キャピタル(株)
	REVICキャピタル㈱
設立日	平成 26 年 4 月 30 日
存続期間	設立日より8年間
業務運営者	しがぎんリース・キャピタル㈱、REVICキャピタル㈱

CJ I

滋賀銀行プレスリリース(平成26年4月30日公表)より抜粋

2014.04.30

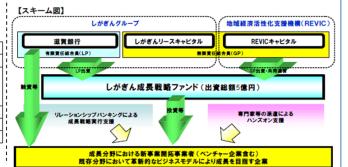
ニュービジネスの創出をサポート 『しがぎん成長戦略ファンド』(出資型)を設立 ~ 地域経済活性化支援機構と連携~

当行は、事業成長ファンド『しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合』 (以下、「本組合」)を平成26年4月30日、設立しました。

本組合の設立目的は、「出資」を行うことで、成長を目指すお取引先へのサポートを一層強化することです。

投資対象は成長分野における新事業開拓事業者(ベンチャー企業含む)、既存分野において革新的なビジネスモデルにより成長を目指す企業です。

滋賀銀行は、これからもお取引先に対して「新たな成長を実現するニュービジネスの創出」を強力にサポートしてまいります。



2

青函活性化ファンド(平成26年5月26日組成)

活性化 ファンド

REVICプレスリリース(平成26年5月26日公表) News Release

地域経済活性化支援機構

2014年5月26日

地域活性化ファンドの設立について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、機構のファンド運営子会 社であるREVICキャピタル株式会社を通じ、株式会社北洋銀行、株式会社青森銀行、 株式会社北洋キャピタルと共同で地域活性化ファンド(名称:青函活性化投資事業有限責 任組合、以下「本ファンド」という。)を設立しましたのでお知らせします。

本ファンドは、主たる事業基盤を青森県および函館市を中心とする道南地域(以下「対象地域」という。)に持つ企業に出資及び社債引受等を行い、雇用の拡大等対象地域の経済の活性化を実現することを目的としています。

本ファンドの概要は、下記のとおりです。

記

【青函活性化ファンドの概要】

名称	青函活性化投資事業有限責任組合
ファンド総額	2億円
組合員構成	㈱北洋銀行
	㈱青森銀行
	㈱北洋キャピタル
	REVICキャピタル(株)
設立日	平成 26 年 5 月 26 日
存続期間	設立日より約7年間(期限:平成33年3月31日)
業務運営者	㈱北洋キャピタル、REVICキャピタル㈱

News Release

地域経済活性化支援機構 2014年5月26日

地域経済活性化ファンドの投資決定について

株式会社地域経済活性化支援機構のファンド運営子会社であるREVICキャピタル株式会社が、株式会社北洋キャピタルと共同で運営する「青函活性化投資事業有限責任組合 (以下「本ファンド」という)」において、投資決定を行いましたのでお知らせします。

本ファンドが支援する企業の概要は、以下の通りです。

53

【投資先の概要】

企業名	株式会社 五島軒
本店所在地	北海道函館市末広町4-5
代表者	若山 直
事業内容	レストラン経営、惣菜 (レトルトカレー等) の製造販売 菓子・冷菓の製造販売 等

以上

以 上

トリプルアクセル成長支援ファンド(平成26年5月30日組成) 活性化 ファンド

REVICプレスリリース(平成26年5月30日公表)

News Release 地域经济还性小支援措施 始減条件化ファンドの設立について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、機構のファンド運営子会 社であるREVICキャピタル株式会社を通じ、山口キャピタル株式会社と共同で地域活 性化ファンド (名称:トリブルアクセル成長支援ファンド投資事業有限責任組合、以下「本 ファンド」という。)を設立しましたのでお知らせいたします。

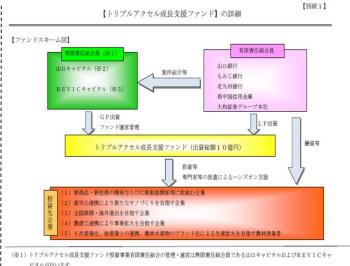
本ファンドは、主として山口県・広島県・福岡県の地域産業を構成する個々の企業への 成長資金や新規事業開拓資金の供給を行うことにより、地域経済の活性化ならびに雇用増 加に大きな役割を果たすことを目的とします。

本ファンドの概要は、下配のとおりです。

【トリプルアクセル成長支援ファンドの郷庫1

名称	トリプルアクセル成長支援ファンド投資事業有限責任総合
ファンド総額	10 使円
	横山口銀行
	関もみじ銀行
	侧北九州銀行
組合員構成	樹大和証券グループ本社
	西中国信用金庫
	山口キャピタル側
	REVICキャピタル樹
設立日	平成 26 年 5 月 30 日
存続期間	設立日より約8年(期限:平成34年3月31日)
章技運営者	山口キャピタル樹、REVICキャピタル樹

山口銀行プレスリリース(平成26年5月30日公表)



- ピタルが行います。
- (※2) 山口キャピタルは、山口銀行の持分法適用関連会社です。
- (※3) REVICキャピタルは、地域経済活性化支援機構の100%出資会社です。

4

観光活性化マザーファンド(平成26年4月1日組成)

活性化 ファンド

REVICプレスリリース(平成26年3月31日公表)

News Release

地域经济活性化支挥機構 2014年3月31日

観光産業を対象とした地域活性化ファンドの設立について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、株式会社日本政策投資銀 行(以下「DBJ」という。)及び株式会社リサ・パートナーズ(以下「リサ」という。) と共同で観光産業を対象とした地域活性化ファンド(名称:観光活性化マザーファンド投 資事業有限責任組合、以下「本ファンド」という。) を平成 26 年 4 月 1 日付で設立するこ ととなりましたのでお知らせいたします。

機構では、過去の事業再生経験から培ったノウハウ・専門人材・リレーションを最大限 活用でき、かつ各地域の活性化ニーズにも柔軟に対応できる手法について、機構改組来の テーマとして検討を重ねており、今般、「観光産業」というテーマ特化型地域活性化ファン ドを設立するに至りました。

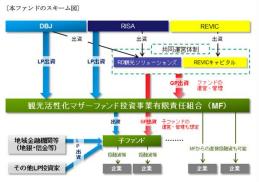
本ファンドは、豊富なファイナンス実績と地域金融機関をはじめとする多様なネットワ 一クを有するDBJ及びリサと協働し、観光産業の振興を通じた地域経済の活性化を目指 すものです。機構のファンド運営子会社であるREVICキャピタル株式会社とDBJ及 びリサが新設した株式会社RD観光ソリューションズが本ファンドを共同して運営してま

機構は、ファンドを活用した地域活性化の新たなモデルケースとして本ファンドを位置 付け、今後、観光分野を対象としたファンド投資は本ファンドを活用していく方針です。 本ファンドを通じて、機構の観光人材を積極的に活用した支援を行うとともに、機構に蓄 積したノウハウを全国横断的な展開・還元を図ることで、地域経済の活性化に向けた取組 みを加速させてまいります。

DBJプレスリリース(平成26年3月31日公表)より抜粋

名称	観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合
組成日	平成26年4月1日(予定)
所在地	東京都千代田区
ファンド総額	1,300 百万円
無限責任組合員	株式会社 RD 観光ソリューションズ REVIC キャピタル株式会社
有限責任組合員	株式会社日本政策投資銀行 株式会社リサ・パートナーズ

[運営会社の概要] 株式会社 RD 観光ソリューションス 東京都港区 株式会社リサ・パートナーズ 所在地 株主 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 田中敏明 ((株) リサ・パートナーズ代表取締役社長)



●特定専門家派遣の概要(平成26年6月末現在)

①【事業再生に関する専門家の派遣】

	派遣先	派遣決定日	業態	
1	REVICキャピタル株式会社	2013年9月27日	ファンド	
	(やまぐち事業維新ファンド投資事業有限責任組合担当)	2013 + 9 7 27 1	J	
2	せとみらいキャピタル株式会社	2013年11月29日	ファンド	
3	山梨県民信用組合	2013年11月29日	信用組合	
4	REVICキャピタル株式会社	2013年12月20日	ファンド	
	(関西広域中小企業再生ファンド投資事有限責任組合担当)	2010 4 12 7 20 1) / J I	
5	株式会社東和銀行	2014年1月31日	第二地銀	
6	株式会社百五銀行	2014年1月31日	地方銀行	
7	株式会社百十四銀行	2014年1月31日	地方銀行	
8	REVICキャピタル株式会社	2014年3月14日	ファンド	
0	(北海道オールスターワン投資事業有限責任組合担当)	2014 # 3 月 14 日	ファンド	
9	株式会社沖縄銀行	2014年3月28日	地方銀行	
10	株式会社静岡中央銀行	2014年3月28日	第二地銀	
11	株式会社東北銀行	2014年3月28日	地方銀行	
12	株式会社十六銀行	2014年3月28日	地方銀行	
13	愛媛信用金庫	2014年3月28日	信用金庫	
14	株式会社秋田銀行	2014年3月28日	地方銀行	
15	株式会社香川銀行	2014年3月28日	第二地銀	
16	株式会社福邦銀行	2014年3月28日	第二地銀	
17	株式会社豊和銀行	2014年3月28日	第二地銀	
18	株式会社阿波銀行	2014年6月30日	地方銀行	
19	株式会社徳島銀行	2014年6月30日	第二地銀	
20	株式会社八千代銀行	2014年6月30日	第二地銀	

②【地域活性化事業活動に関する専門家の派遣】

	派遣先	派遣決定日	業態
1	広島信用金庫	2013年12月13日	信用金庫
2	REVICキャピタル株式会社 (わかやま地域活性化投資事業有限責任組合担当)	2014年1月17日	ファンド
3	REVICキャピタル株式会社 (観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合担当)	2014年4月25日	ファンド
4	REVICキャピタル株式会社 (しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合担当)	2014年4月25日	ファンド
5	REVICキャピタル株式会社 (トリプルアクセル成長支援ファンド投資事業有限責任組合担 当)	2014年5月23日	ファンド
6	REVICキャピタル株式会社 (青函活性化投資事業有限責任組合担当)	2014年5月23日	ファンド
7	ひろしんビジネスサービス株式会社	2014年5月23日	その他
8	株式会社但馬銀行	2014年6月13日	地方銀行
9	信金キャピタル株式会社	2014年6月13日	その他
10	株式会社京都銀行	2014年6月30日	地方銀行

※①事業再生に関する専門家派遣 20 件 + ②地域活性化事業活動に関する専門家派遣 10 件 = 合計 30 件 (平成 26 年 6 月末現在)

地域経済活性化支援機構(REVIC)のファンド全体のKPI

政策目的

地域における中小企業等に対する事業再生支援態勢を強化するとともに、 事業転換や新事業及び地域活性化事業に対する支援を推進し、もって地域経済の活性化に貢献する。

I.ファンド全体に関するKPI

1. 直接の再生支援を通じた地域への貢献

- (1)具体的な検討を行った案件に対する関与度合い ・達成率目標=50%以上
- (2)先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ・達成率目標=75%以上
- (3)ハンズオン支援等による収益改善・達成率目標=75%以上
- (4)地域経済への貢献
 - •達成率目標=75%以上
- (5)金融機関等との連携
 - 達成率目標 = 90%以上 ※(2)~(5)については、再生支援決定した案件について評価

レロマヨのための行動日標

機構が相談を受け再生支援に関する具体的検討を行った案件の全てについて、再生支援決定に基づく支援、経営改善や機構以外の手続を含む事業再生の進め方等に係る助害による支援を行うことにより、地域における中小企業等の事業再生や新事業・事業転換等を図り、地域経済の活性化に貢献する。

2. 地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援

- (1)各都道府県での支援実績の積上げ ・達成率目標=75%以上
- (2)地域への知見・ノウハウの移転
- •達成率目標=100%
- (3)地域経済への貢献
 - •達成率目標=75%以上
- (4)金融機関等との連携
 - •達成率目標=90%以上

KPI実現のための行動目標

- ①平成26年度中に、事業再生・地域活性化ファンドを同25年度実績(4件)を上回る件数を組成。同27年度以降は、引き続き地域のニーズに沿ったファンド組成を目標とするが、機構の存続期間も考慮しつつ、新たなファンドの組成のみならず、マザーファンドの活用等により、各都道府県において支援実績を積み上げ、地域経済の活性化に貢献する。
- ②地域への事業再生や地域活性化に係る知見・ノウハウの移転を進めるため、地域金融機関等への特定専門家派進及び地域金融機関等からの人材の受入れを平成35年3月末までに累計で200件以上行うことにより、その地域における支援機能の持続的な整備・拡充を図る。

3. 中小企業等への重点支援の明確化

・中小規模の事業者の割合を 9割以上(病院・学校等を含む)

KPI宝現のための行動日標

事業者に対する機構による直接支援及び事業再生・地域活性化ファンドを通じた支援における中小企業及び病院・学校等の中小規模の事業者の割合を9割以上とする。

4. 機構全体の収益性確保

出資金を全額回収できる収益を 確保(倍数1倍以上)

KPI実現のための行動目標

機構解散時に機構の財産をもって、 全ての機構の債務完済ができるとと もに、機構に対する出資者が出資 金を回収できる以上の収益(倍数1 倍以上)を確保する。

1

地域経済活性化支援機構(REVIC)のファンド全体のKPI(詳細)

1. 直接の再生支援を通じた地域への貢献	2点	1点	O点	目標	現状達成率 (2014/3月)
(1)具体的な検討を行った案件に対する関与度合い 具体的な検討を行った案件の全てについて、①再生支援決定に基づく支援、②経営改善や機構以外の事業再生の進め方等に係る助言による支援を確実に行ったか	①再生支援決 定を実施	②事業再生に関 する助言等実施	左記に該当しない	50%以上	*
※(2)~(5)については、再生支援決定した案件について評価					
(2)先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ①民間資金(スポンサー、取引金融機関等の出融資)を活用したか、②知見・ノウハウの移転(ハンズオン支援等)を行ったか、③その他先導的なモデルを創造・活用できたか	左記のうち2つ 以上に該当	左記のうち1つに 該当	左記に該当しな い	75%以上	90%
(3)ハンズオン支援等による収益改善 ハンズオン支援等を行っていくことで、収益改善を図ることができたか	改善できた	一定程度改善で きた又は今後改 善が見込まれる	現時点で改善 は期待できない	75%以上	95%
(4)地域経済への貢献 事業者の再生支援を通じて雇用者の確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	貢献できた	一定程度貢献で きた又は今後貢 献が見込まれる	現時点で地域 への貢献は期 待できない	75%以上	70%
(5) 金融機関等にの連携 個別企業の事業再生を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関調整や 知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果が発揮できたか等)	連携できた	一定程度連携できた又は今後連 携が見込まれる	現時点で連携 は期待できない	90%以上	90%

2. 地域への知見・ノウハウの移転等を通じた 事業再生・地域活性化支援	2点	1点	0点	目標	現状達成率 (2014/3月)
(1)各都道府県での支援実績の積上げ ①再生支援決定、②特定専門家派遣、③ファンド組成(マザーファンド活用を含む)、④ 研修・説明会実施(1件0.2点)のいずれかの支援実績を、各都道府県において広範に積 み上げられたか	左記のうち2つ 以上に該当	左記のうち1つに 該当	左記に該当しない	75%以上	32%
(2) 地域への知見・グリンウの移転 地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受入れを平成 35年3月末までに累計で200件以上行う	派遣·受入の累計件数 200件			100%	17%
(3)地域経済への貢献 事業者等の再生・活性化支援を通じて雇用者の創出・確保及び関連取引先の維持等 に対して貢献できたか	貢献できた	一定程度貢献で きた又は今後貢 献が見込まれる	現時点で地域 への貢献は期 待できない	75%以上	63%
(4) 金融機関等との連携 ファンド組成、特定専門家派遣等を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融 機関等への知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果、自治体との連携等、 再生・活性化の機能が発揮できたか)	連携できた	一定程度連携できた又は今後連携が見込まれる	現時点で連携は期待できない	90%以上	96%

※②の助言による支援の原行状況の把握は、今般のKR設定を契機に実施。従って、2014年3月末は把握できないため、「一」とする

地域経済活性化支援機構(REVIC)の個別支援案件に関するKPI

II. 個別支援案件に関するKPI

- 1. 再生支援決定基準における
 - ・生産性向上基準に掲げられた指標※1
 - ・財務健全化基準に掲げられた指標※2
 - ・キャッシュフロー等収支に係る指標※3のほか。
 - ・案件の特性に応じた指標※4
- ※1 自己資本当期純利益率、有形固定資産回転率、 従業員1人当たり付加価値額、これらに相当する 生産性の向上を示す他の指標のいずれか
- ※2 有利子負債のキャッシュフローに対する比率 及び経常収入と経常支出の割合
- ※3 売上高、営業利益、EBITDA、資金繰り等の 収支に関わる計数
- ※4 例えば、病院の場合は病床稼働率等
- 2. 支援する意義・必要性の判断に係る重要 事項として、雇用確保数、関連取引先数 など地域経済への貢献度を示す指標

これまでに再生支援決定・公表した6案件をもとに具体例を示すと右記の通り

1. A酒造

○機構の関与: 債権者間調整 債権買取 専門家派遣

一定のブランド力と集客施設を有する対象事業者の事業再生を通じて、当該事業者の約50名の雇用確保とともに、地域にとって有用な商品ブランドと年間5万人の観光集客力を維持することで、地域経済の再建・活性化に資する。

2. B製鉄所

○機構の関与: 債権者間調整、債権買取、専門家派遣

日本で2社のみが有する高技術製品を製造する対象事業者の事業再生を通じて、 当該事業者に係る1100名強の雇用確保とともに、約300社、総従業員数約1万人 に及ぶ直接取引先事業者の連鎖倒産等の混乱回避、取引維持を図ることで、地域 経済の再建・活性化に資する。

3. C印刷所

____ ○機構の関与: 債権者間調整のみ

仕入・外注先の8割を約150社の地元企業とする対象事業者の事業再生(地元同業者との統合)を通じて、当該事業者に係る約150名の雇用確保とともに、地元企業からの仕入等取引の維持を図ることで、地域経済の再建・活性化に資する。

<u>4. D電子</u>

○機構の関与:債権者間調整のみ

多品種少量受注に係る高度な技術・ノウハウを有する対象事業者の事業再生を通じて、当該事業者に係る約250名の雇用確保とともに、国内業界の維持発展に不可欠な高度な技術を存続させることで、地域経済の再建・活性化に資する。

<u>5. E病院</u>

-----○機構の関与: 債権者間調整、債権買取、専門家派遣

地域において不足する診療科を持つ対象事業者の事業再生を通じて、当該事業者に係る250名弱の雇用確保とともに、入院から地域ケアへのシフト等医療政策に則った事業転換に係る地域連携モデルを構築しつつ地域に不可欠な医療・介護サービスを維持・発展させることで、地域経済の再建・活性化に資する。

6. F製鉄所

○機構の関与:債権者間調整、出資、債権買取、専門家派遣世界で2社のみが有する短納期対応可能なビジネスモデルと国内で2社のみが製造する造船関係製品を有する対象事業者の事業再生を通じて、対象事業者に係る約300名の雇用確保とともに、約200社の地場下請業者の取引の維持を図ることで、地域経済の再建・活性化に資する。

3

【参考】 実績値として公表する指標

1. 事業再生支援に関わる業務

- ① 機構による直接の再生支援
- イ 事業者の再生支援に係る相談受付、具体的検討を行った案件、DD実施、支援・債権買取等・出資の決定、処分の決定等の件数(これらの中小企業等の規模別・業種別の件数)
- ロ 機構が債権買取・出資・融資等を行った件数とその金額
- ハ 民間資金(スポンサー、取引金融機関等による出融資・債権買取等)を活用した案件数とその資金額、そのうち機構出資を伴わない案件に 係る件数とその資金額(これらにおける官民資金の比率)
- ニ 経営幹部等の専門家派遣(ハンズオン支援)の件数
- ホ 事業者の再生支援を通じて確保した雇用者数
- ② 事業再生ファンドを通じた支援
- イ 事業再生ファンドの設立件数及び組成総額、同ファンドに対するGP出資額、同ファンドの設立・運営のために活用した民間資金(民間GP・LP出資)の拠出者数とその金額(これらにおける官民資金の比率)
- ロ 事業再生ファンドにおける相談受付の件数、投融資・債権買取の件数・金額、処分の件数・金額(これらの中小企業等の規模別・業種別の件数)
- ハ 事業再生ファンドに対する助言・ノウハウ移転、業務支援等のために行った特定専門家派遣の件数
- ニ 事業再生ファンドを通じて確保した雇用者数
- ③ 特定専門家派遣

事業再生に係る金融機関に対する助言・ノウハウ移転、業務支援等のために行った特定専門家派遣の件数(事業再生ファンドに対するものを除く)

2. 地域経済活性化事業活動支援に関わる業務

- ① 地域活性化ファンドの設立件数及び組成総額、同ファンドに対するGP出資額、同ファンドの設立・運営のために活用した民間資金(民間GP・LP出資)の拠出者数とその金額(これらにおける官民資金の比率)
- ② 地域活性化ファンドにおける相談受付、投融資・処分の件数・金額
- ③ 地域活性化ファンドに対する助言・ノウハウ移転、業務支援等のために行った特定専門家派遣の件数
- ④ 地域活性化ファンドを通じて創出・確保した雇用者数

3. その他の業務

- ① 金融機関からの人材の受入れ件数、研修会等の開催件数
- ② 相談を通じて事業者・金融機関等に対して行った経営改善等に関する助言等の実施件数

部を改正する法律の概要 株式会社地域経済活性化支援機構法の

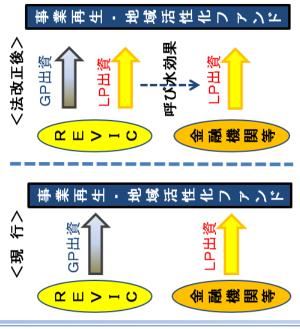
株式会社地域経済活性化支援機構において事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められるよう、 資機能の強化を含め、必要な機能の拡充を行うもの。 丑

特定組合出資業務 (新規業務)

事業再生・地域活性化ファンド 対するLP出資機能を追加

【第22条第1項第7号、第32条の12関係】

民間資金の呼び水としてLP出資を行え 活性化ファンドの設立・資金供給を促進 るようにすることにより、事業再生・地域



GP:無限責任組合員(ファンドへの出資及び業務執行) LP:有限責任組合員(ファンドへの出資のみ)

特定債権買取業務 (新規業務)

営者保証の付された貸付債権等 の買取業務を追加 松

(第22条第1項第3号、第32条の2~第32条の8関係】

買い取り、経営者の保証債務を「経営者保証に関するガイドライン」に従い整理することにより、経営者の再チャレンジ支援を強化 経営者保証の付された貸付債権等を

保証債務を負担する経営者、事業者(主債務者)及び保証付貸付債権を有する金融機関等が連名で債権買取を申込み

(事業者は債務整理) 保証債務の整理 再チャレンジ支援 負担する経営者 保証債務を 事業者 保証付貸付債権 等の買取り B信金 金融機関等 搬 C銀行 A銀行

特定専門家派遣業務の拡充

門家派遣先の範囲を拡大 雪

【第32条の11関係】

定されている専門家派遣の範囲を、 新たに機構が関与するファンド等の 投資先事業者に拡大し、経営改善 等の支援を強化 現在は金融機関・ファンド等に限

剽災 中小企業等 く法改正後> O 車四 EVI 家派遣 ファンド等 こた再生支援 œ 出融資等を通 梻 EVIC 介> 門家派遣 ファンド等 中小企業 へ現 ď

> O **I** Ш

ď

(注)その他に、信託引受可能債権の範囲を求償権等まで拡大することにより、事業再生支援の促進を図る。【第22条第1項第1号・第4号関係】